

<第7章・ 雑 則>

(事故)

第30条 練習時、大会参加時およびその移動時で発生した事故の責任は全て保護者が負うものとする。

第31条 団員は全員スポーツ安全保険に団体加入する。

(規約の改編等)

第32条 規約の変更および追加項目は本部会議を構成する総議決権の過半数の賛成をもって成立する。

第33条 本球団は本部役員の3分の2以上の同意をもって解散する。

(附則)

この規約は平成21年4月12日から施行する。